

# 「子の氏の変更」申立ての方へ

平成25年1月改訂

## Q1. 子の氏の変更の申立ては、どこの家庭裁判所に行けばいいですか。

子の住所地を管轄する家庭裁判所です。

子の住所地が大阪府内で、おおむね大和川より北側の市区町村の場合は、大阪家庭裁判所本庁です（柏原市、藤井寺市は大阪家庭裁判所堺支部が管轄です。）。

※ 子が複数いて住所地が別々の場合は、いずれか1か所の住所地を管轄する家庭裁判所でよい。

## Q2. 誰が申立手続をするのですか。

申立人は子です。子が15歳以上の場合、子が自ら手続をとってください。

子が15歳未満の場合、子の法定代理人として、親権者が手続をとってください。

## Q3. 申立手続をするには、何が必要ですか。費用はどれくらいかかりますか。

### 1 大阪家庭裁判所本庁に申立てに来られる場合

#### ア 必要な書類

① 申立人(子)の現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

② 入籍先(親)の現在の戸籍謄本(全部事項証明書)

※ 上記①及び②だけでは戸籍の連続性等が判明しない場合、追加の戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）が必要になる場合があります。

※ 家庭裁判所の許可審判後に入籍手続をする市区町村が、上記①及び②の本籍地の各市区町村と異なる場合は、入籍手続のときに、本籍地が異なった分の戸籍謄本が別途必要になる場合がありますので、入籍手続予定の市区町村に事前にご確認されることをお勧めします。

#### イ 必要な費用

子1人につき収入印紙で800円分です。

※ 即日審理の手続（裏面Q5参照）がとれない場合には、郵便切手（80円切手3枚）も必要です。

※ 収入印紙及び郵便切手は大阪家庭裁判所内売店でも販売しています。

#### ウ 申立人の認印(申立書作成用)

#### エ 申立人(法定代理人)の身分証明書(運転免許証、健康保険証、住基カードなど)

### 2 郵送で申立手続をする場合

上記1のア、イのほかに次のオ、カが必要です。

#### オ 申立書(記入して記名押印済みのもの) 1通

※ 申立書用紙は、インターネットの「裁判所」ウェブサイト（裏面下参照）から次の手順で入手できます。「裁判手続の案内」→「申立て等で使う書式」→「家事審判の申立書」→「子の氏の変更許可申立書」

※ ファクシミリ兼用電話をお持ちの方は、家庭裁判所のファックスサービスから、申立書用紙を入手できます（☎0570-031840、アナウンス、発信音「ピッ」の後に番号1、コード番号(子が15才以上)7419、(子が15才未満)7420）。

※ また、①90円切手を貼った返送用の封筒と、②「子の氏変更申立書送付希望」の旨と子の年齢を記載したメモを同封し、大阪家庭裁判所家事受付まで送っていただければ、申立書用紙を郵送します。

#### カ 郵便切手240円分(内訳 80円切手3枚)

## Q4. 家庭裁判所の手続は、どれくらいの時間がかかりますか。

### 1 通常の審理

2～3週間程度かかります。

※ 郵便での申立ての場合や即日審理（下記参照）ができない場合などがこの場合に該当します。

（裏面に続く）

(表面から続く)

## 2 即日審理の手続

大阪家庭裁判所本庁では、申立てに来られたその日に審理して許可される場合があります。即日審理の手続には、1～2時間程度の待ち時間がかかります。

### Q5. 即日審理の手続で許可がほしいのですが、どうすればいいですか。

1 表面Q3の1のア～エに記載のものを持って、次の時間帯に大阪家庭裁判所本庁家事受付にお越しください。

○ 月曜日から金曜日までの平日：午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

○ ただし、7月中旬から8月末までは、平日午前9時～午前11時

※ 予約はできません。

2 即日審理の手続で許可を受けるには、以下のア～クも必要です。なお、これらがそろっていても、より慎重な審理が求められる事案では即日審理ができないこともあります。

ア 大阪家庭裁判所本庁に管轄がある事件であること。

イ 必要な戸籍謄本がそろっていること。

※ 受付窓口での審査の結果、持参された以外の戸籍謄本が必要とされる場合があります。電話での問い合わせでは必要な戸籍謄本が判明しないこともありますのでご了承ください。

ウ 申立人（子が15歳以上の場合は子、子が15歳未満の場合は親権者）及び審理に必要な関係人が、上記受付時間内に全員出頭しており、かつ、家庭裁判所で1～2時間程度待機できること。

※ 入籍する親の戸籍に15歳以上の同居者（申立人と入籍する親を基準として、その親が申立人と同一である者を除く。）がいる場合は、当該同居者の出頭も必要になります。

エ 申立人に配偶者のないこと。

オ 認知された子が、父の戸籍に入籍する場合でないこと。

カ 子が未成年者の場合、親権者の戸籍へ入籍する場合であること。

キ 法定代理人による申立てを除いて、申立人が自ら子の氏の変更の申立てを行ったことがないこと（ただし、申立人が自ら子の氏の変更の申立てを行った後に親権者が変更され、変更後の親権者の戸籍への入籍を求める場合を除く。）。

ク 申立人の年齢が満30歳以下であること。

お問い合わせ先	大阪家庭裁判所家事受付
☎	06-6943-5751(直通)
	06-6943-5745(直通)
	06-6943-5746(直通)
所在地	〒540-0008
	大阪府中央区大手前4-1-13

### 裁判所ウェブサイトのご案内

<http://www.courts.go.jp/>

家庭裁判所の手続に関する説明や主な家事事件についての申立書用紙、記入例ほどの情報は、裁判所ウェブサイトでもご覧いただけます。